

区役所(地域力推進室、区民部、福祉部、保健部) 〒 600-8588 下京区西洞院通塩小路上る☎371-7101



税



◆固定資産税・都市計画税第4期分の納期限は

納期限を過ぎると、延滞金がかかります。 ただし、算出された延滞金額が1,000円未満の 場合はかかりません。市税の納付には、便利で 確実な口座振替をご利用ください。 〈課税内容〉

土地家屋…固定資産税課(☎371-7197) 償却資産…市資産税課(☎213-5214) 〈納付相談〉

土地家屋…納税課(☎371-7199) 償却資産…市納税推進課(☎213-5468) 〈□座振替〉市納税推進課(☎213-5466)

祉



◆児童扶養手当の申請手続きをお早めに 児童扶養手当は、離婚等により父または母と生 計を同じくしていない児童を養育している親等に 支給される手当です。

これまでは、公的年金を受給している方は児童 扶養手当を受給できませんでしたが、平成26年12 月1日から、年金額が児童扶養手当額より低い方 その差額分の手当を受給できるようになりま

【申請の経過措置(3月31日まで)】

これまで公的年金を受給していたことにより児

童扶養手当を受給できなかった方のうち、平成 26年12月 1 日において支給要件を満たしている 3月31日までに申請すれば12月分から支 給対象

・平成26年12月1日以降、3月31日までに支給要件に該当した方は、3月31日までに申請すれ ば、要件に該当した日の翌月分から支給対象

※4月以降は申請日の翌月分からの支給となりま すので、手続きはお早めにお願いします。

支援課支援第一係(☎371-7218)

特別児童扶養手当は、中程度以上の知的・精 神・身体障害のある児童を家庭で養育している父

母、または父母に代わってその児童を育てている 方に支給される手当です。

対象児童年齢 20歳未満の児童 障害の程度に応じて対象児童 手当額(月額) 1人につき、1級は49,900円、

2級は33,230円 手当は請求された月の翌月分から支給。所得制 限等支給要件あり。詳しくはお問い合わせくださ

い。 支援課支援第二係(☎371-7217) 問

◆〈国民健康保険、後期高齢者医療制度からのお知らせ〉 保険料の納付には、便利な口座振替をご利用ください

口座振替をご利用いただくと、毎月保険料を納め に行く手間が省け、とても便利です。 申込みに必要なもの

国保記号番号(後期高齢者医療制度の場合は被保 険者番号と徴収番号)の分かるもの(納入通知書、領 収書等)、預(貯)金通帳、口座の届出印

お取引のある金融機関、ゆうちょ銀行または保険 年金課の窓口

※本人名義以外の口座からの引落としも可

※口座振替による引落としは普通徴収の保険料のみ 特別徴収(年金からの引落し)による納付の方で、

口座振替への変更をご希望の場合は、保険年金課 へ口座振替の申込みと併せて納付方法の変更をお 申し出ください。

国保の口座振替の申込みが、区役所の窓口でハン コがなくてもできる場合があります

対象金融機関のキャッシュカードがあれば、ハンコ(口座の届出印)がなくても、簡単に口座振替の申込手続ができるサービス(ペイジー口座振替を付 -ビス)を実施しています。ぜひご利用くださ

※後期高齢者医療制度は対象外

対象金融機関

京都銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、ゆう ちょ銀行、滋賀銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友 銀行、みずほ銀行

申込みに必要なもの

キャッシュカード(受付時に暗証番号を入力)、国 保記号番号がわかるもの(保険証、納入通知書、領収

申込場所 保険年金課

保険年金課資格担当(☎371-7252)

◆〈国民年金からのお知らせ〉

こんなときには届出を

日本にお住まいの20歳以上60歳未満の方は、国民 年金の第1号被保険者として加入していただく(第 2号または第3号被保険者の方は除く)ことになっ ています。

老齢基礎年金を受給するためには、保険料納付 済期間や免除期間等をあわせて25年以上必要で す。また、加入の届出をしなかったり、保険料を未納のままにしておいたりすると、万一のときの 障害基礎年金や遺族基礎年金が受給できなくなる 場合があります。

加入の届出がまだの方は、至急届出をしてくださ

<国民年金第1号被保険者に該当するとき> ○20歳になったとき

○会社などを退職し、厚生年金保険または共済組合 等の資格を喪失したとき

○第3号被保険者が厚生年金保険または共済組合 等の加入者の扶養からはずれたとき

保険年金課保険給付·年金担当(☎371-7254)

場所 いずれも 区役所1階相談室

◆弁護士による法律相談

日時 毎週水曜日(祝日を除く) 午後1時15分~3時45分 先着7名(正午より区役所1階で整理券配布) 相談時間 1人20分程度

쪱 地域力推進室まちづくり推進担当(☎371-7170)

◆行政書士による困りごと相談

3月12日(木) 午後2時~4時 京都府行政書士会第5支部(☎351-1200)

地域力推進室総務・防災担当(☎371-7163)

◆司法書士による登記・法律相談

3月6日(金) 午後1時15分~3時45分 日時 先着8名(予約可、予約は京都司法書士会まで) 定員 京都司法書士会(全255-2566)

地域力推進室総務・防災担当(☎371-7163)

◆行政相談委員による行政相談

2月23日(月) 午後1時30分~3時

総務省京都行政評価事務所(☎802-1140) 地域力推進室まちづくり推進担当(☎371-7170)

イベント・講座

梅小路公園

〒 600-8835 下京区観喜寺町 56-3 ☎ 352-2500

※〈いずれも費用は無料、申込み不要〉

◆ウォー -キング教室

2月24日(火)、3月10日(火) 日時 午前9時30分~(午前9時受付)

めざせ!体力・ウォーキングカアップ 内容 集合場所 梅小路公園 野外ステージ

◆ミニプレイパーク

3月10日(火)午後2時30分~4時 日時 3月13日(金)午前10時~11時30分

内容 自然素材を使ってものづくりをしよう! 梅小路公園 すざくゆめ広場 場所

●プレイパーク

日時 2月28日(土)、3月14日(土)

午前10時~午後3時

内容 「遊びのリーダー」と一緒にみんなで遊ぼう!

場所 梅小路公園 すざくゆめ広場、芝生広場 ◆梅まつり 梅の剪定教室

日時 3月8日(日)午前10時~、午後2時~

内容 来年もきれいな花を咲かせるための剪定教室で

場所 梅小路公園 梅林

下京青少年活動センター(ユースサービス下京)

☎314-5636 Fax 314-5640 Eメール shimogyo@ys-kyoto.org

◆ KOBATY CUP (フットサル大会)

3名1チームで行うフットサル大会です。

3月8日(日)午後2時~6時

市内に在住または通勤・通学先のある中学 生から30歳までの方

9 チーム (先着順) 定員

(※1チーム3名以上5名まで)

費用 無料 申込み 電話・FAX・Eメールで ングガイダンス参加者募集

豊富なマシンを使って、トレーニングしません か?ガイダンスさえ受ければ開館時間中いつでも ·ニングができます。

日時 每週木曜日 午後7時30分~8時30分

対象 市内に在住または通勤・通学先のある方

施設使用料として中学生~30歳の方300円 /1回、31歳以上の方610円/1回

申込み 不要

下京図書館(2月17日~20日は図書特別整理に伴い臨時休館)

〒 600-8449 下京区新町通松原下る ☎ 351-8196

◆お楽しみ会

日時 2月28日(土)午前11時~

創作紙芝居「ゆかいマン」上演会

申込み不要 費用 無料

マ別図書の展示と貸出し

「京都」「プレゼント」 2月 「年代別絵本」「本のもり」

◆特別展示(エレベーター前ホール)

「陶芸と絵画の二人展」 2月 3月 「年代別絵本展」

移動図書館「こじか号」巡回 ☎801-4196

日時 3月2日(月)午前10時~10時40分

場所 西大路小学校

下京老人福祉センター

〒 600-8166 下京区花屋町通室町西入 ☎341-1730

〈いずれも対象は市内在住60歳以上の方、申込みは 来所のみの受付(電話・FAX・代理申込み不可)〉

大きめのエクササイズボールを使った運動で、楽 しく筋トレしましょう。

3月6日(金)

①午後1時30分~2時30分

②午後2時40分~3時40分

※①・②いずれかへの申込み可 場所 センター集会室

定員 各20名 費用無料

2月26日(木)午前9時30分に受付。定員 を超える場合はその場で抽選。

◆介護予防講座『ノルディックウォーキング体験 講座』のご案内 2本のポール (ストック) を使って、楽しく元気

に歩きましょう!

①3月23日(月)午後1時30分~3時 ②3月24日(火)午後1時~3時30分

※①・②両日とも参加可能な方に限る

場所 ①センター集会室、②二条城周辺

費用 無料 定員 15名 3月9日(月)午前9時30分に受付。定員を 超える場合はその場で抽選。